



令和5(2023)年度 栃木県フロンティア企業

# “とちぎサステナブル・フロンティア企業”募集!

県では、とちぎの技術ブランドである“栃木県フロンティア企業”を認証し、県内外に広く紹介するとともに、県産業技術センターの使用料の減免など各種の支援を行っています。

**令和5(2023)年度は、認証基準にSDGsの視点を取り入れるほか、認証期間等を一部変更し、次のとおり募集を行いますので、奮って御応募ください。**

※ 栃木県フロンティア企業：215社（令和5(2023)年3月30日現在）

## □ 対象企業

製造業又はソフトウェア業を営む企業で、県内に主たる事業所を有する中小企業又は本店を置く大企業です。

## □ 申請期間・方法

○ 申請期間は、**令和5(2023)年3月30日(木)から5月19日(金)まで**です。

○ 申請書の様式は、**栃木県のホームページからダウンロード**してください。

※今年度事業より申請様式が変更となりましたので、最新の申請書をダウンロードし、御記入ください。

県HP>産業・しごと>商工業・企業立地>技術・製品開発>とちぎの技術ブランド“栃木県フロンティア企業”の募集について ([https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/shoukougyou/gi\\_jyutukaihatsu/frontier.html](https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/shoukougyou/gi_jyutukaihatsu/frontier.html))

○ 申請書に必要な事項を記入し、添付書類とともに下記まで**メールで提出**してください。

※メール容量は**5MB以内**でお願いいたします。(容量調整が難しい場合は、ファイル転送サービスや電子媒体等により送付いただいても結構です。)

## □ 認証期間

**令和5(2023)年9月1日から令和8(2026)年8月31日まで**

※令和5(2023)年度事業より、認証期間が変更となります。



(募集ページQR)

## □ 認証基準

○ 技術・製品におけるSDGs達成との関連性／

使用する用途や製造過程、使用后・廃棄過程においてSDGs達成に向けて取り組んでいること

○ 技術・製品の新規性／新規の技術や機能・性能、特許等を有していること

○ 技術・製品の独自性及び優位性／独自の機能・性能や市場での競争力、成長性・将来性を有していること

○ 企業の信頼性・地域産業への波及効果／品質保証や環境負荷低減、県産材の積極的な活用等に取り組んでいること

## □ 認証後の支援措置

○ 県産業技術センターが行う機器開放に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の減免

○ 新技術・新製品の研究開発に対する助成（ものづくり技術強化補助金）

○ 県制度融資（新事業開拓支援資金）の実施 ○ 県ホームページ等によるPR

○ 大学等で開催する企業説明会等への参加機会の提供 ○ 展示会への出展機会の提供等による販路開拓 等

## □ 審査方法

○ 有識者で構成する栃木県フロンティア企業認証審査委員会において**書面審査**を行います。

※審査において、県産業政策課で実施している「**とちぎSDGs推進企業登録制度**」の登録企業につきましては、**加点の対象**といたします。こちらの制度の詳細につきましては、以下のホームページを御参照ください。(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f01/work/shoukougyou/sesaku/tochigisdgs2020.html>)

○ 審査結果については、令和5(2023)年8月上旬を目途に文書にて通知します。

## □ その他

○ 現認証企業でも、認証技術・製品と異なる技術・製品であれば申請が可能です。

○ 申請技術・製品については、製造・販売・使用するに当たり、必要となる法令等を遵守していることが必要です。(※申請時添付書類として、**申請技術・製品について、法令等に基づき必要な許可証等がある場合には、その写しの添付が必要**となります。)

○ 申請書類に記載された情報については、令和5(2023)年度栃木県フロンティア企業認証及び支援に係る事務以外には使用いたしません。

(申請先・問合せ先)

〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号 県庁舎本館6階

栃木県産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室

TEL: 028-623-3192 E-mail: frontier@pref.tochigi.lg.jp

